

鹿野町湯川住宅団地移住定住体験施設設置要綱

(目的)

第1条 都市部から農山漁村部への移住定住希望者が鳥取市(以下、「市」という。)での生活を手軽に体験できる場を提供するため、家具や電化製品などを揃えた「鹿野町湯川住宅団地移住定住体験施設」を設置し、市の施策の移住・定住・交流人口の増加を図るとともに、鳥取市土地開発公社が分譲している鹿野町湯川住宅団地の販売促進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「移住定住希望者」とは、市への移住定住を希望する者のうち、「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を通じて移住定住しようとする県外在住の者をいう。ただし、転勤又は婚姻による転入予定者は除く。

(物件)

第3条 移住定住体験施設(以下、「施設」という。)は、下記のとおりとする。

(1) 名称 鹿野町湯川住宅団地移住定住体験住宅(1号)

住所 鹿野町今市131番地44 151番地4(32号区画)

建築年 平成21年度

構造 木造瓦葺平屋建て

面積 126.72㎡

(2) 名称 鹿野町湯川住宅団地移住定住体験住宅(2号)

住所 鹿野町今市151番地6(33号区画)

建築年 平成21年度

構造 木造瓦葺2階建て

面積 122.98㎡

(借用申請)

第4条 施設の借受けを希望する移住定住希望者は、「鹿野町湯川住宅団地移住定住体験施設入居申請書」(以下「申請書」という。)に必要書類を添付し市を經由し財団法人鳥取開発公社(以下「公社」という。)に提出しなければならない。市は、申請書を受領したときは、その内容を審査しなければならない。審査の結果、入居に支障がないと認めたときは、公社へ進達するものとする。

(貸付許可)

第5条 公社は、前条の申請書の提出を受けたときは、「鹿野町湯川住宅団地移住定住体験施設貸付許可書」(以下「許可書」という。)を交付する。

(契約)

第 6 条 許可書の交付を受けた移住定住希望者(以下、「使用者」という。)は、入居予定者以外の保証人を選定し、公社との間で別に定める「鹿野町湯川団地移住定住体験施設賃貸契約書」(以下「契約書」という。)により契約を締結し、施設を借り受けるものとする。

(期間)

第 7 条 施設の賃貸期間は 3 か月とし、前条に規定する契約書において定める。ただし、移住定住希望者の申出により賃貸期間の延長を希望する場合は、使用者と公社で協議の上、再延長契約を締結することができる。

(料金)

第 8 条 賃貸に係る料金は、下記のとおりとする。

賃 貸 料 1 ヶ月 54,000 円

保 証 金 3 ヶ月 162,000 円

(賃貸期間に 1 か月未満の端数がある場合は、1 か月の料金とする。)

2 使用者は前項の料金を前納しなければならない。

3 第 1 項の賃貸料は、住宅賃貸料、消費税、光熱水費(電気料、上下水道料、温泉使用料等の基本料金)、放送受信料(ケーブルテレビ、インターネットの基本料)を含むものとする。ただし、光熱費等の個人使用料、燃料費(灯油代等)、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品、施設に備え付け以外の機器、備品に要する費用は使用者の負担とする。

4 第 2 項により納めた保証金については、住宅明け渡し時に、その全部又は一部を還付することができる。

5 前項の規定により料金を還付する場合及び還付金は、次の各号に定めるところによる。

(1) 天災事変、使用者又は親族の疾病、その他使用者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた額。

(2) 公社の理事長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた額。

(使用者の遵守事項)

第 9 条 使用者は、前条第 1 項による料金を納めた後に、理事長から当該施設の鍵を受け取り、施設を借受けるものとする。この場合、使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに理事長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱に注意するとともに備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(3) 施設周りの除草や除雪を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

- (5) 住宅の賃貸期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を理事長に返却すること。
- (6) その他、施設の借用に関し理事長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第10条 使用者は、施設において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 開業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (9) 施設内で動物等の飼育、施設内外で明らかに近所に迷惑をかける動物を飼育すること。
- (10) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付許可の取消)

第11条 理事長は、使用者に第9条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第5条の規定による貸付許可を取消することができる。

(明渡し)

第12条 使用者は、貸借期間が終了する日まで及び第11条の規定に基づき貸付許可が取消された場合にあっては直ちに、住宅を明け渡さなければならない。この場合において使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

- 2 使用者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に理事長に通知しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の規定に基づき使用者が行う原状回復の内容及び方法について使用者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 理事長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、使用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

- 2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、理事長が特に認めた場合

は、この限りでない。

2 前項前段の規定による住宅もしくは設備又は備品等を破損、汚損、滅失したときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

（事故免責）

第15条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、会社はその責任を負わないものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（施行期日）

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。